第２８号議案

新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年２月１６日

提出者　新宿区長　　吉住　健一

新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 14 年新宿区条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表中「7,194 円」を「7,494 円」に、「6,240 円」を「6,459 円」に、「8,820 円」を「9,090 円」に、「7,260 円」を「7,422 円」に、「11,481 円」を「11,703 円」に、「8,943 円」を「9,081 円」に、「12,990 円」を「13,152 円」に、「10,443 円」を「10,539 円」に、「15,534 円」を「15,573 円」に、「11,451 円」を「11,505 円」に、「16,563 円」を「16,602 円」に、「11,844 円」を「11,865 円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和 6 年 2 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

3　適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の別表の規定に基づき、傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）として支払われた金額並びに休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日ま

での間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、それぞれこれらに相当する改正後の条例の規定に基づく補償の内払とみなす。

（提案理由）
補償基礎額を改定する必要があるため